

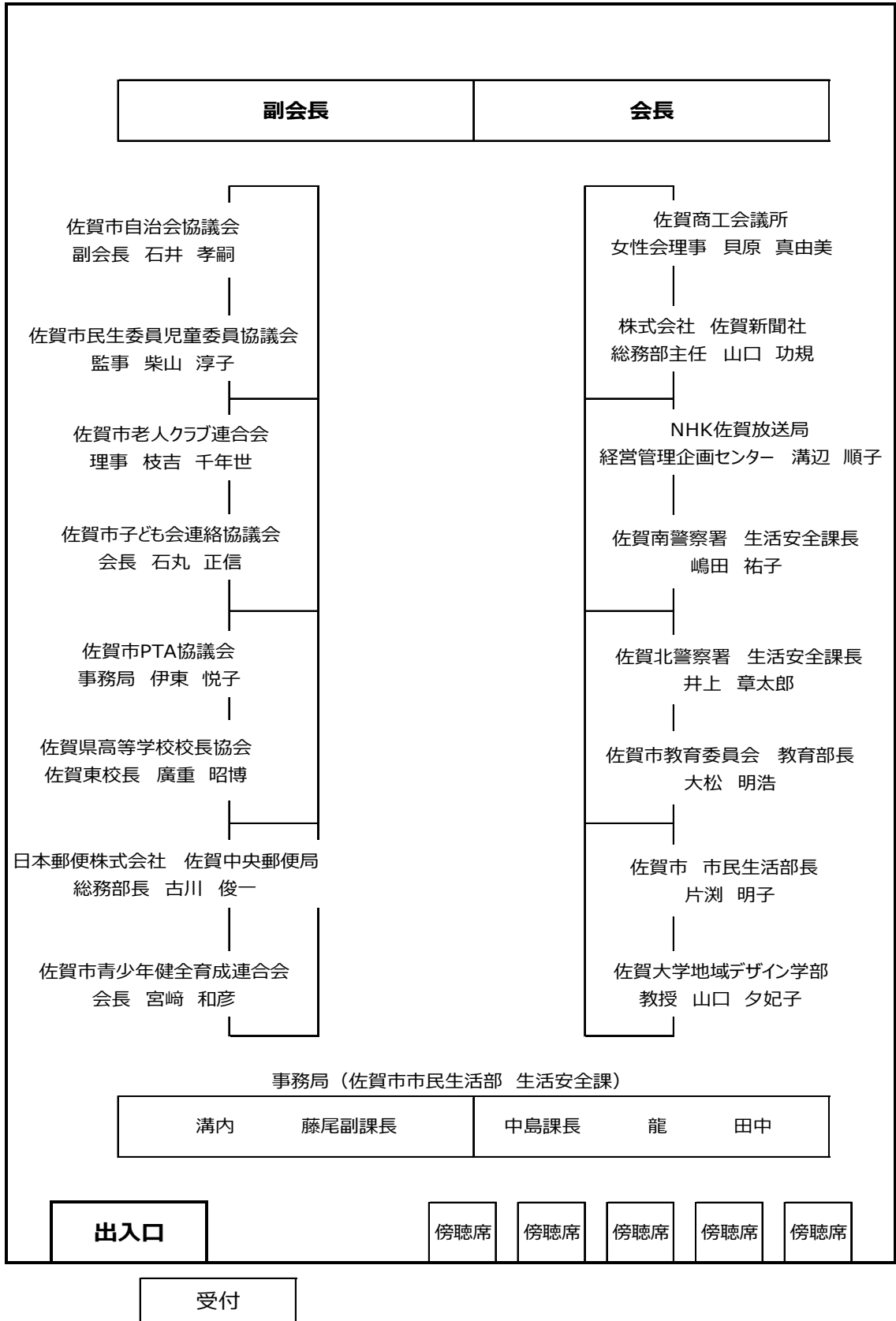
令和5年度 佐賀市生活安全推進協議会 会議次第

日 時 令和6年2月14日（水）15：00～

場 所 佐賀市 大財別館4階 4-3会議室

- 1 開 会
- 2 辞令交付
- 3 会長・副会長の選任
- 4 会長あいさつ
- 5 議 事
 - (1) 市内における犯罪の概況について
 - (2) ニセ電話詐欺・SNS等詐欺について
 - (3) 防犯カメラに関する施策について
- 6 連絡事項
- 7 閉 会

令和5年度 佐賀市生活安全推進協議会 席次表



佐賀市生活安全推進協議会 委員名簿

No	新任	所属団体名	氏名
1		佐賀大学芸術地域デザイン学部	ヤマグチ ユキコ 山口 夕妃子
2		佐賀市青少年健全育成連合会	ミヤザキ カズヒコ 宮崎 和彦
3		佐賀市自治会協議会	イシイ タカシ 石井 孝嗣
4	新任	佐賀市地域婦人連絡協議会	ヨシダ ヨウコ 吉田 洋子
5	新任	佐賀市民生委員児童委員協議会	シバヤマ ジュンコ 柴山 淳子
6	新任	佐賀市老人クラブ連合会	エダヨシ フト セ 枝吉 千年世
7		佐賀市子ども会連絡協議会	イシマル マサノブ 石丸 正信
8		佐賀市PTA協議会	イトウ エツコ 伊東 悦子
9		佐賀県高等学校長協会	ヒロシゲ アキヒロ 廣重 昭博
10	新任	日本郵便株式会社 佐賀中央郵便局	フルカワ ジュンイチ 古川 俊一
11		佐賀商工会議所	カイハラ マユミ 貝原 真由美
12		株式会社佐賀新聞社	ヤマグチ コウキ 山口 功規
13	新任	N H K 佐賀放送局	ミゾ ベ ジュンコ 溝辺 順子
14		株式会社サガテレビ	トキサト マサル 時里 優
15	新任	佐賀南警察署	シマダ ユウコ 嶋田 祐子
16	新任	佐賀北警察署	イノウエ ショウタロウ 井上 章太郎
17	新任	佐賀市教育部	オオマツ アキヒロ 大松 明浩
18	新任	佐賀市市民生活部	カタフチ アキコ 片淵 明子

令和5年度
佐賀市生活安全推進協議会
議事資料

日時 令和6年2月14日(水) 15:00～

場所 佐賀市 大財別館4階 4-3会議室

目 次

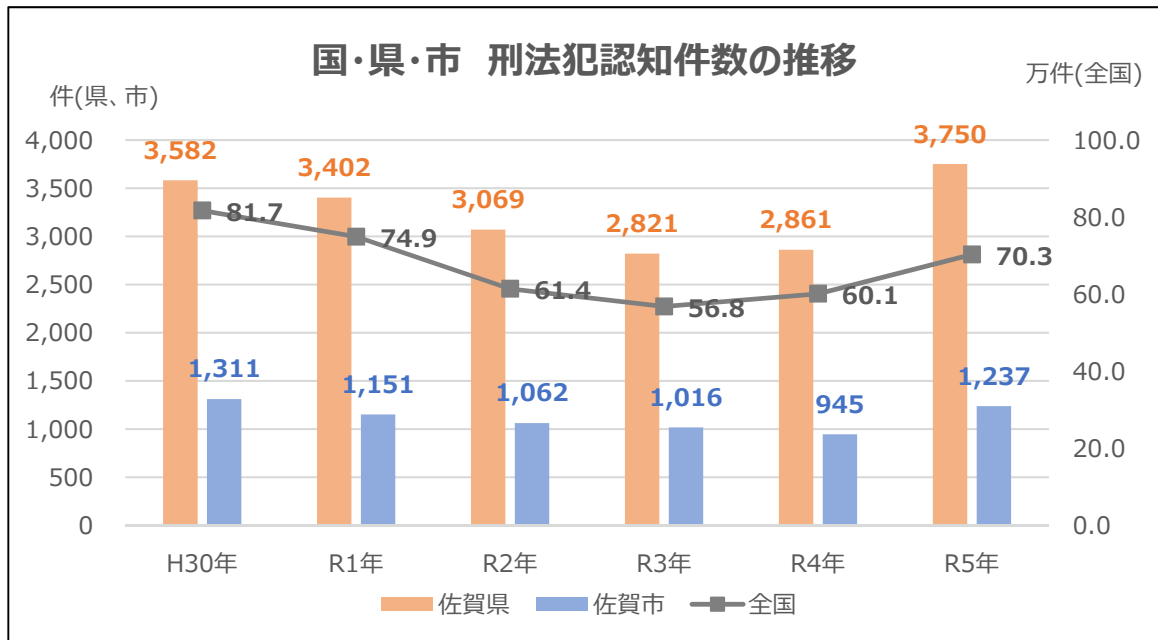
	ページ
議事 1 市内における犯罪の概況について	1
議事 2 ニセ電話詐欺・SNS等詐欺について	7
議事 3 防犯カメラに関する施策について	8
《参考資料》	
佐賀市生活安全推進条例	9

議事 1 市内における犯罪の概況について

1 概況

(1) 刑法犯認知件数の推移（全国、県、市）

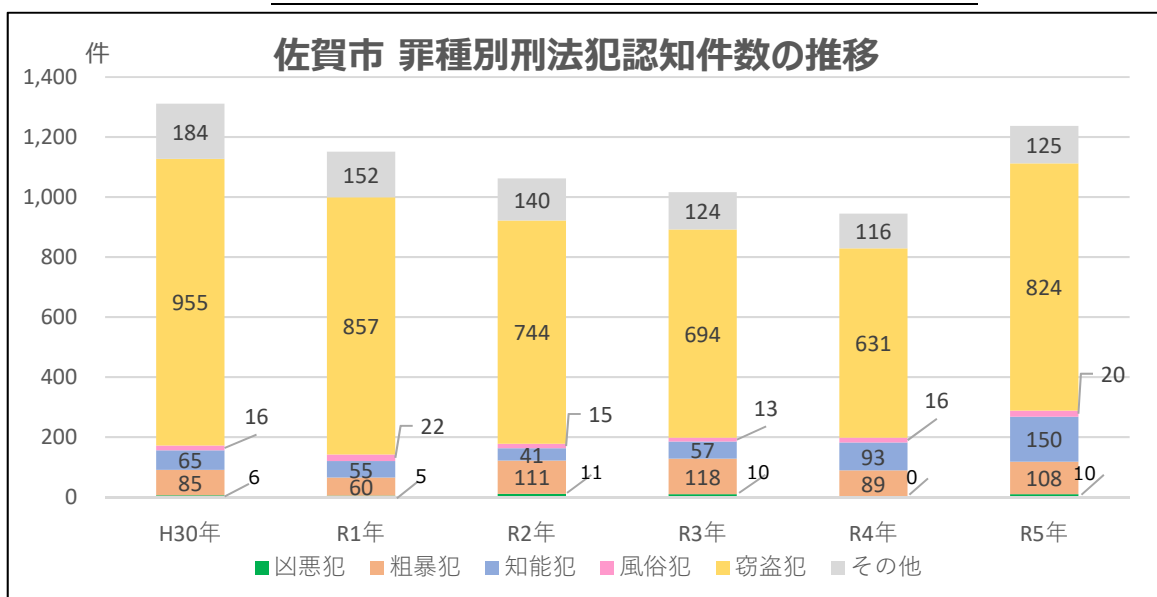
- ・全国における刑法犯認知件数は、平成 14 年にピーク（285 万 4,061 件）を迎え、その後減少を続けていたが、令和 4 年は 20 年ぶりに増加に転じ、令和 5 年はさらに増加している状況である。
- ・佐賀県においては、令和 5 年はコロナ禍前の平成 30 年よりも多い件数となった。
- ・佐賀市においても佐賀県同様に、令和 5 年はコロナ禍前の平成 30 年に近い状況となっている。



※R5の数値は暫定値

(2) 罪種別刑法犯認知件数の推移

- ・罪種別では、例年自転車盗・万引き等の「窃盗犯」が最も多く、全体の約 7 割を占めている。
- ・詐欺等の「知能犯」は、前年の約 1.5 倍、コロナ禍前の平成 30 年の 2.3 倍の件数となっている。

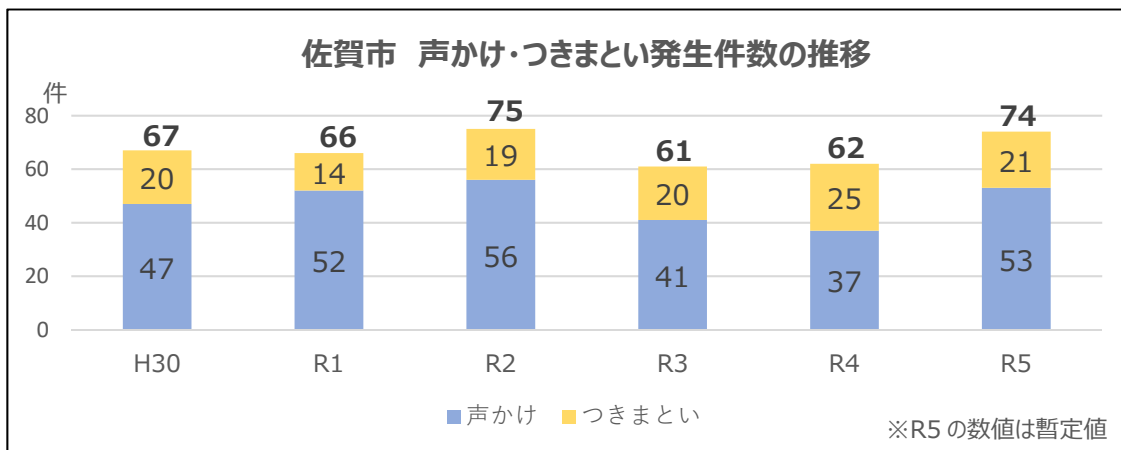
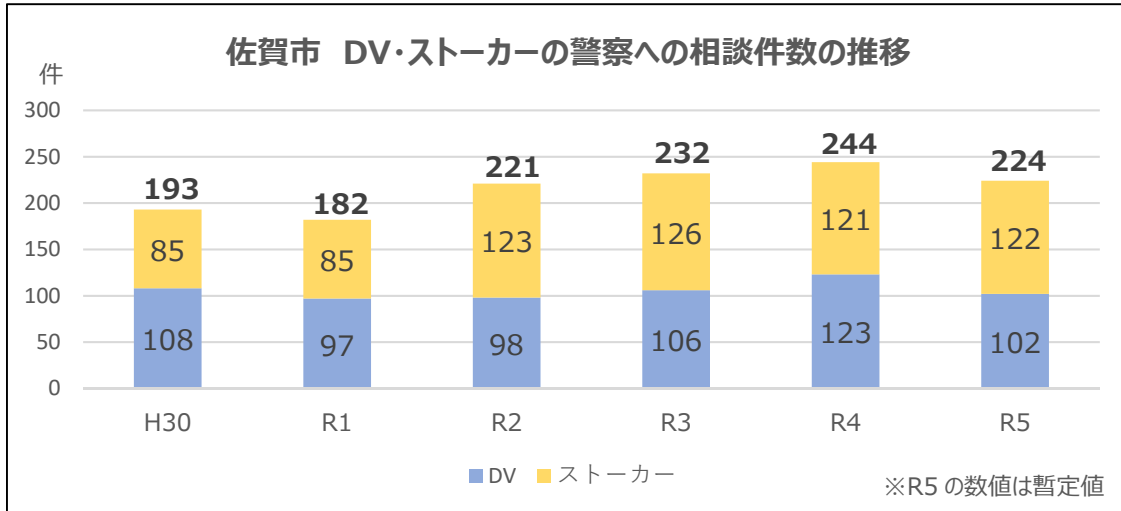


※R5の数値は暫定値

(3) 高止まり・増加傾向にある事案

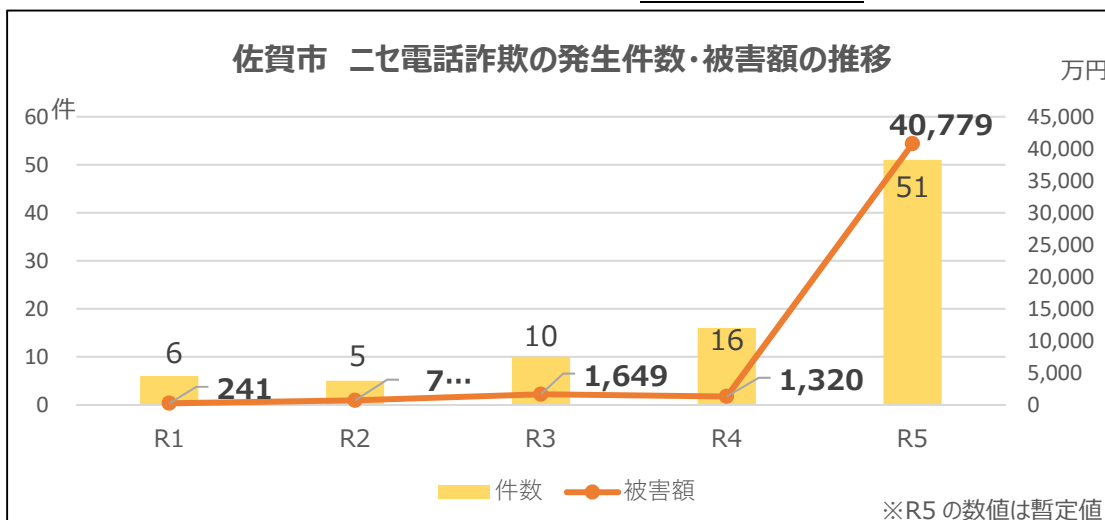
・コロナ禍で増えたと言われるDVの相談件数は、令和5年に若干減少したものの、高止まりの傾向にある。

・児童等への声かけ・つきまといの発生件数は、依然として高止まりの傾向にある。

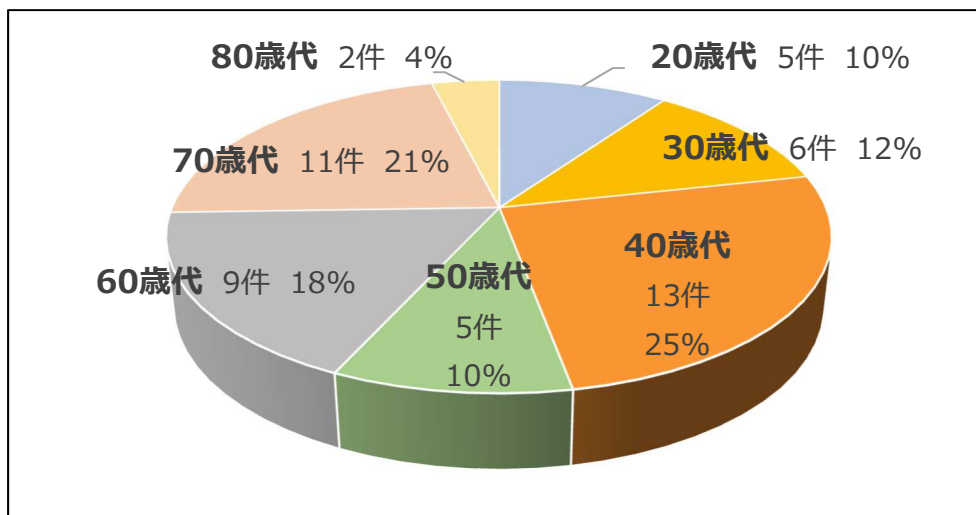


(4) ニセ電話詐欺の状況

- ・令和5年はコロナ禍が明け、ニセ電話詐欺の被害が急増した。
- ・手口としては、未納金請求詐欺やパソコン・携帯にウイルスが感染したという警告詐欺などが多い。
- ・ニセ電話詐欺の被害者については、高齢者だけでなく幅広い年代が被害にあっている。



「令和5年における年代別の二セ電話詐欺被害件数」



(5) SNS等詐欺の状況

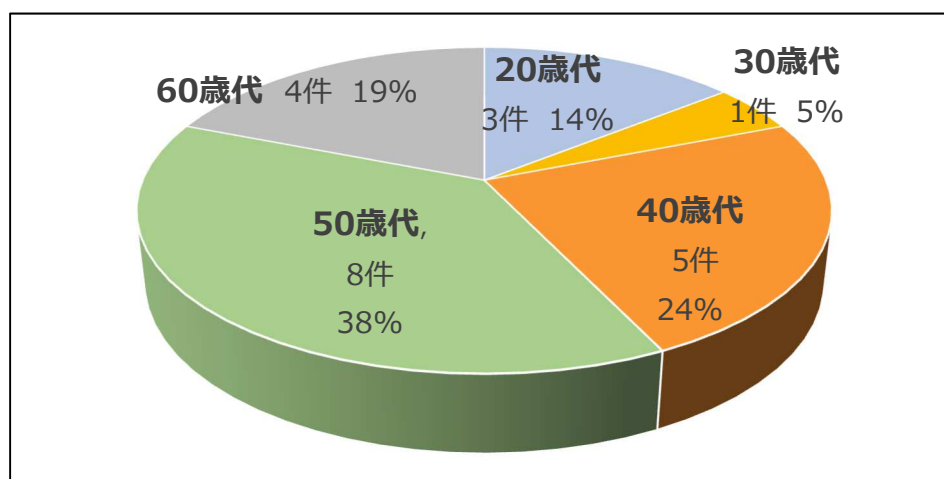
- ・SNSやマッチングアプリ等を利用した詐欺の被害も近年急増している。
- ・手口としては、SNS等で異性や外国人を名乗り、相手の気を引いた上で、投資話（暗号資産、FX等）を呼び掛けているものが多い。
- ・被害者の年齢層も、二セ電話詐欺の被害者同様、幅広い年代が被害にあっている。

「佐賀市内における令和5年中の被害状況」

手法	件数	被害額
SNS	14件	約2億1,473万円
マッチングアプリ	6件	約653万円
出会い系サイト	1件	約67万円
合計	21件	約2億2,193万円

※R5の数値は暫定値

「令和5年における年代別のSNS等詐欺被害件数」



2 防犯等に関する佐賀市の主な取組状況

※赤字は令和5年度以降の新規の取組

取組名	内容																				
出前講座	<ul style="list-style-type: none"> ・主に地域の高齢者や、幼稚園等の施設を対象に実施 ・知能犯の増加傾向を受けて、講座メニューとして「まちかど防犯講座」に加え令和5年度から「特殊詐欺について」を新設し、啓発を強化 <p>≪講座実績≫ ※R5年度は12月末時点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7回(928人)</td> <td>7回(287人)</td> <td>4回(405人)</td> <td>33回(723人)</td> </tr> </tbody> </table>	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	7回(928人)	7回(287人)	4回(405人)	33回(723人)												
R2年度	R3年度	R4年度	R5年度																		
7回(928人)	7回(287人)	4回(405人)	33回(723人)																		
中学校向け防犯教室	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀市暴力団排除条例に基づき、毎年市内の全ての中学校（18校）で防犯教室を実施（市が12校、県警が6校対応） ・内容は、暴力団加入防止、薬物乱用防止等 																				
防犯カメラの設置、運用	<ul style="list-style-type: none"> ・人の往来の多い佐賀駅、バスセンター及びエスプラッツに市が防犯カメラを設置・管理している（駅周辺：16台、バスセンター：4台、エスプラッツ周辺：12台、合計32台） ・周辺で事件等が発生した場合は、必要に応じて警察へ情報提供もを行っている。 <p>≪警察への情報提供件数≫ ※R5年度は12月末時点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駅・BC</td> <td>14件</td> <td>26件</td> <td>16件</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td>エスプラッツ</td> <td>15件</td> <td>13件</td> <td>7件</td> <td>17件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>29件</td> <td>39件</td> <td>23件</td> <td>37件</td> </tr> </tbody> </table>	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	駅・BC	14件	26件	16件	20件	エスプラッツ	15件	13件	7件	17件	計	29件	39件	23件	37件
区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度																	
駅・BC	14件	26件	16件	20件																	
エスプラッツ	15件	13件	7件	17件																	
計	29件	39件	23件	37件																	
街頭啓発活動による啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ニセ電話詐欺や警告詐欺等の特殊詐欺防止を重点的に呼びかける「安心安全なまちづくり街頭キャンペーン」を実施【駅前交流広場】（令和5年12月18日） <p>≪警察と合同で行った取組≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車施錠及び交通安全の呼びかけ【佐賀大学構内】 ・警友会と協働した年金支給日における防犯活動【ゆめタウン佐賀】 ・見守り・マナーアップ作戦（4回参加）【JR佐賀駅周辺】 ・「年未年始警戒始め式・繁華街合同パトロール」に参加【市役所～白山2丁目】 ※坂井市長出席 																				

取組名	内容																								
市報、HP等での啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・市 HP 上に「県警安全サポート情報」及び「SNS 等を利用した詐欺に関する情報」等を随時掲載 ・18 日の「防犯の日」に合わせ、市職員を対象とした内部メールでながら防犯等の周知啓発を行った。（令和 5 年中 6 回） ・その他、LINE や X（旧 Twitter）を活用した啓発を実施 																								
犯罪被害者等支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生活安全課を「犯罪被害者総合相談窓口」として、被害者支援ネットワーク佐賀 VOISS と連携しながら各種相談を受付 <p> ≪生活安全課への相談状況≫ ※R5年度は12月末時点 </p> <table border="1" data-bbox="568 654 1267 748"> <thead> <tr> <th>R 2 年度</th> <th>R 3 年度</th> <th>R 4 年度</th> <th>R 5 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 件</td> <td>7 件</td> <td>4 件</td> <td>5 件</td> </tr> </tbody> </table> <p> ≪VOISS への相談状況（佐賀市分）≫ ※R5年度は12月末時点 </p> <table border="1" data-bbox="568 806 1267 900"> <thead> <tr> <th>R 2 年度</th> <th>R 3 年度</th> <th>R 4 年度</th> <th>R 5 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>324 件</td> <td>222 件</td> <td>452 件</td> <td>188 件</td> </tr> </tbody> </table> <p> ※R5年度で多い相談内容：強姦性交等（件）、その他の性暴力（件） </p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀 VOISS 職員や県の犯罪被害者支援コーディネーターを講師とした庁内研修を実施 ・県、県警、VOISS、市の 4 者主催で「犯罪被害者支援フォーラム」を開催【メートプラザ佐賀】（令和 5 年 11 月 15 日） <p> ※参加者約 180 名 </p> <ul style="list-style-type: none"> ・「佐賀市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等の経済的負担の軽減等を目的として見舞金を支給 <p> ≪見舞金の支給状況≫ ※R5年度は12月末時点 </p> <table border="1" data-bbox="568 1402 1177 1496"> <thead> <tr> <th>R 2 年度</th> <th>R 3 年度</th> <th>R 4 年度</th> <th>R 5 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 件</td> <td>3 件</td> <td>0 件</td> <td>1 件</td> </tr> </tbody> </table>	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	4 件	7 件	4 件	5 件	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	324 件	222 件	452 件	188 件	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	1 件	3 件	0 件	1 件
R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度																						
4 件	7 件	4 件	5 件																						
R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度																						
324 件	222 件	452 件	188 件																						
R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度																						
1 件	3 件	0 件	1 件																						
佐賀地区防犯協会の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀市から佐賀地区防犯協会へ負担金を支出 <p> ≪主な活動≫ ・防犯カメラ等設置助成制度（5 万円/申請） </p> <ul style="list-style-type: none"> ・「こども 110 番の家」のぼり旗等の啓発用品配布 ・青色回転灯付パトロール車による重点警戒 など <p> ≪防犯カメラ等の設置助成金交付件数≫ ※R5年度は1月末時点 </p> <table border="1" data-bbox="568 1792 1369 1937"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成件数</td> <td>0 件</td> <td>5 件</td> <td>7 件</td> <td>10 件</td> <td>4 件</td> <td>6 件</td> <td>8 件</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	助成件数	0 件	5 件	7 件	10 件	4 件	6 件	8 件								
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5																		
助成件数	0 件	5 件	7 件	10 件	4 件	6 件	8 件																		

取組名	内容
<p>子ども見守りサービス “otta”</p>	<p>・ICTを活用した「見守りサービス」の導入</p> <p>※「見守りサービス」とは…</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓小学生が、Bluetooth 機能のついた見守り端末を携帯 ✓学校や郵便局等の見守りスポットや、見守り人アプリをダウンロードした人とすれ違うことで位置情報を記録  <p>引用：otta HP</p> <p>※令和5年5月からサービス開始</p> <p>現在の導入校：勸興小、神野小、高木瀬小、若楠小、兵庫小、巨勢小、赤松小</p> <p>◀関連協定▶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀市、日本郵便による郵便局の地域ネットワークを生かした「安全・安心なまちづくり協定」を締結（令和4年11月30日） ・佐賀市、otta、イワタニ九州の三者による「見守りサービスの導入に関する協定」を締結（令和4年12月22日）
<p>みんなで防犯プロジェクト</p>	<p>(1) 佐賀市、日本セキュリティ振興協会、防災・防犯自販機協会の三者による「<u>防犯カメラ及び災害対応型自動販売機の設置・運用に関する協定</u>」を締結（令和5年10月13日）</p> <p>※公民館や公園など14施設に災害対応型自販機を設置し、自販機の収益をもとに繁華街に6台の防犯カメラを新たに設置・稼働</p> <p>(2) 佐賀市、佐賀南警察署、佐賀北警察署の三者による「<u>防犯カメラの画像提供に関する協定</u>」を締結（令和5年10月13日）</p> <p>※犯罪の抑止、警察への迅速なデータ提供による捜査協力</p>

議事 2 ニセ電話詐欺・SNS等詐欺について

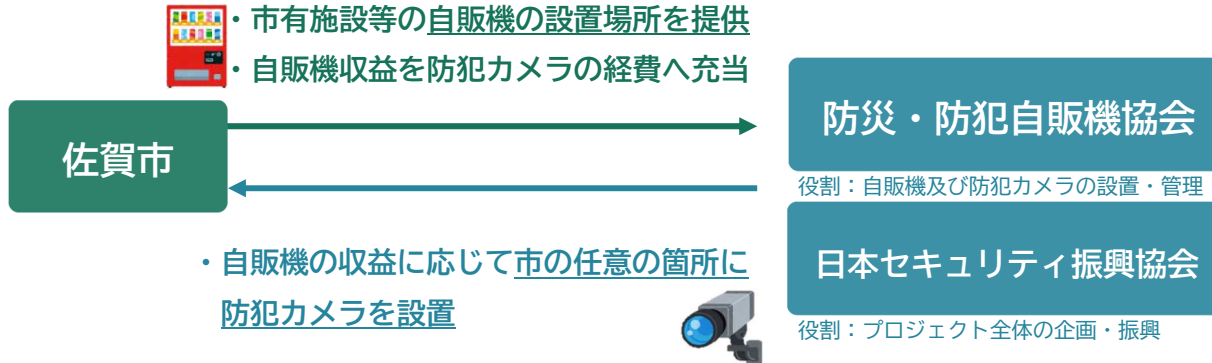
1 各関係機関の取組

関係機関	取組
佐賀南警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者会合時のニセ電話詐欺等の防犯講座（R5年4回） ・年金支給日前日の広報・キャンペーン ・小・中学校での不審者訓練時に児童・生徒の家族に対するニセ電話詐欺等のチラシ配布 ・中央郵便局年賀状受付開始日参加の幼稚園児の保護者向けチラシ配布 ・郵便局への通帳サイズチラシ配布（通帳作成時窓口配布・ATM配置） ・コンビニ店に対するギフト券購入者への対応に関する注意喚起 ・あんあんメールでの事案発生の周知と注意喚起
佐賀北警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者会合時のニセ電話詐欺等の防犯講座（R5年6回） ・年金支給日前日の広報・キャンペーン ・金融機関・コンビニ店からのニセ電話詐欺被害者対応訓練 ・各交番の巡回連絡（防犯指導）による家庭訪問 ・理髪店・美容院へのチラシ配置による周知啓発 ・あんあんメールでの事案発生の周知と注意喚起
佐賀地区防犯協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ニセ電話詐欺等を重点にした広報紙「地域安全ニュース」の発行（市内9,150部） ・冊子「特殊詐欺&悪質商法」を南署・北署へ配布し、年金支給月等の街頭キャンペーン等で配布（5,000部） ・佐賀銀行神野支店、高木瀬セブンイレブンでのニセ電話詐欺被害者対応訓練参加
佐賀市	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座『市内で発生しているニセ電話詐欺の状況と対策』 ・安全安心なまちづくり街頭キャンペーン ・市ホームページでの周知啓発 ・佐賀市公式LINE及びX（旧Twitter）での注意喚起

議事 3 防犯カメラに関する施策について

1 「みんなで防犯プロジェクト」について（令和4年度諮問事項）

「イメージ図」



「特徴・メリット」

- ✓ 防犯カメラの設置・維持管理経費は全て自販機収益で賄われるため、市の支出は防犯カメラの電気代のみ
- ✓ 設置する自販機は、災害対応型（災害時に飲料水を無償提供）のため、施設の災害対応力が向上

2 これまでの取組状況

- | | |
|---------|---|
| 令和5年 2月 | 協議会にて本プロジェクトに係る審議 |
| 10月 | 本プロジェクト参画のため協定締結
※同日、迅速な捜査への協力のため、佐賀南・北警察署と「防犯カメラの画像提供に関する協定」を締結 |
| 令和6年 1月 | 市有施設 14箇所に16台の自販機設置 |
| ～3月 | 自販機収益をもとに、繁華街において飲食店等の防犯カメラ未設置個所に
計6台の防犯カメラ設置予定 （場所選定中） |

「参考：自販機設置済施設」

勸興公民館、循誘公民館、嘉瀬公民館、本庄公民館、西川副公民館、大詫間公民館、アイスクエアビル、東与賀保健センター、三瀬保健センター、草場公園、本庄公園、巨勢公園、諸富公園、高木瀬ふれあい公園
※全て自販機が未設置だった施設に新規設置

3 今後の予定について

- ✓ 令和6年度以降も、順次自販機設置箇所を拡大し、繁華街や危険な通学路への防犯カメラ設置を進めていく予定
- ✓ 自販機の設置については、市有施設で自販機の契約期間が満了する施設への設置を基本に、商業施設などにも自販機設置の協定依頼を行っていく

⇒本協議会委員の所属機関・団体におかれましても、自販機の設置の協力をお願いいたします。

○佐賀市生活安全推進条例

平成17年10月1日

条例第23号

改正 平成19年9月25日条例第135号

(目的)

第1条 この条例は、市民の生活安全意識の高揚、自主的な生活安全活動の推進及び生活安全のための環境整備を図り、もって安全で住みよい社会を実現することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、この条例の目的を達成するために、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 市民の生活安全意識を高揚させるための啓発活動
- (2) 生活安全に対する市民の自主的活動の推進
- (3) 生活安全のまちづくりに向けての環境整備
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 市長は、前項に規定する施策の実施に当たっては、当該施策に係る機関、団体等との連絡及び調整を図るとともに、佐賀市生活安全推進協議会の意見を聴くものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、この条例の目的を達成するための施策が効果的に行われるよう協力するとともに、自ら生活安全上必要とする措置を講ずるよう努めなければならない。

(生活安全推進協議会の設置等)

第4条 生活安全に関する施策に関し協議を行うため、佐賀市生活安全推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、委員20人以内で組織する。

3 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民の生活安全に係る行政機関の職員等
- (3) 地域の生活安全推進のために活動する団体の代表者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、生活安全に関し識見がある者で市長が必要と認めるもの

4 協議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 市長は、必要があると認めるときは、協議会に佐賀市生活安全推進連絡会議を置くことができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者その他参考人の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会の庶務は、市民生活部において処理する。

(表彰)

第7条 市長は、生活安全活動に関して功績のあった者に対して、表彰を行うことができる。

(補則)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 合併前の大和町防犯推進に関する条例(平成7年大和町条例第20号)第7条及び富士町防犯条例(平成7年富士町条例第17号)第6条に規定する防犯推進員は、この条例の規定にかかわらず、平成18年3月31日までに限り、合併前の例により設置することができる。

(川副町、東与賀町及び久保田町の編入に伴う経過措置)

3 編入前の川副町防犯条例(平成6年川副町条例第18号)第7条に規定する防犯サポーター、東与賀町防犯条例(平成7年東与賀町条例第13号)第7条に規定する防犯推進員及び久保田町防犯条例(平成7年久保田町条例第15号)第7条に規定する防犯推進員は、この条例の規定にかかわらず、川副町、東与賀町及び久保田町の編入の日から平成20年3月31日までの間に限り、編入前の例により設置することができる。

(平19条例135・追加)

附 則(平成19年9月25日条例第135号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。